

## 豊川市雨水貯留施設設置事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、雨水を雨樋から集水し、貯留することにより降雨時における下水道施設への負担軽減を図り、及び貯水活用することにより上水道への負担軽減を図るため、市の予算の範囲内で交付する豊川市雨水貯留施設設置事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金を交付する対象者は、個人に限ることとし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自らの負担により市内において雨水貯留施設（以下「貯留タンク」という。）を設置しようとする者
- (2) 居住地または居住予定地に貯留タンクを設置しようとする者
- (3) 東三河都市計画豊川市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和48年8月27日豊川市条例第29号。）第4条に規定する下水道事業受益者負担金、豊川市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例（平成11年3月24日条例第19号。）6条に規定する下水道事業受益者分担金及び市税の滞納が無い者
- (4) 過去にこの補助金の交付を受けたことがない者

### (補助金の交付対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、貯留タンクの購入費及び設置工事費とし、1世帯につき1基までとする。なお、貯留タンクは、次の各号の要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 有効容量が100リットル以上で耐久性があるもの
- (2) 地上に設置するもの
- (3) 未使用のもの

2 前項の規定に関わらず、第6条第2項の交付決定を通知した日より前に購入した貯留タンクは、この補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、貯留タンクの購入費及び設置工事費(消費税及び地方消費税を含む。)の額とし、49,500円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、貯留タンク購入の20日前までに、豊川市雨水貯留施設設置事業補助金交付申請書(様式第1号)及び市長が必要とする書類を提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付申請書を申請順に受け付けるものとする。ただし、当該年度の予算の範囲を超えるときは、受付を中止することとする。

(交付の決定及び通知等)

第6条 市長は前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者に対し、豊川市雨水貯留施設設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条に規定する市長の定める期日は、前条の通知書を申請者が受け取った日から起算して、10日を経過した日とする。

(変更の承認申請)

第8条 第6条により補助金交付決定を受けた者が補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに豊川市雨水貯留施設設置事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認は豊川市雨水貯留施設設置事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)による。

(実績の報告)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、豊川市雨水貯留施設設置事業実績報告書(様式第5号)とする。

2 前項の報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添え

て提出しなければならない。

(1) 補助事業に要した費用の請求書又は領収書で、補助金交付決定を受けた者の名前が明記されたもの

(2) 補助事業の完了写真

(3) その他市長が必要とするもの

(交付額の確定通知)

第10条 規則第14条の規定により行う通知は、豊川市雨水貯留施設設置事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）による。

(補助金の請求)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の額の確定後、豊川市雨水貯留施設設置事業補助金交付請求書（様式第7号）による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(決定の取消通知)

第12条 規則第9条第3項及び規則第16条第4項において準用する規則第7条の規定により行う通知は、豊川市雨水貯留施設設置事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）による。

(維持管理)

第13条 この要綱による補助金の交付を受けて設置した雨水貯留施設の利用者は、当該施設が正常に機能するよう、適正な維持管理に努めなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。